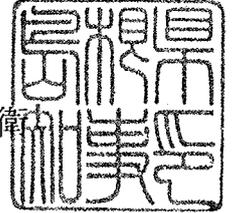




原 第 216 号
平成 29 年 7 月 14 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）山 本 公 一 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条第 3 項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力㈱が、原子力規制委員会により認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。
2. 今後、中国電力㈱が、廃止措置を実施するに当たって、廃止措置に関しては、原子力防災対策の課題があることから、貴府におかれては別添の諸事項（別添 1）について適切に対応いただきますようお願いします。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添 2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いします。

(別添1)

内閣府への要請事項

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要
支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って
調整・支援していただきたい。

(別添2)

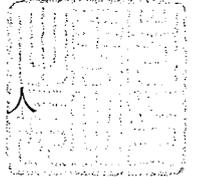
周辺自治体からの意見



防 災 第 60 号
平成29年(2017)7月7日

島根県知事 溝口善兵衛 様

出雲市長 長 岡 秀 人



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書
に基づく意見について（回答）

平素より、出雲市の原子力防災行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
平成29年7月7日付 原第215号で照会のありました『島根原子力発電所周辺
地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書』に基づく意見照会につきまして、次
のとおり回答いたします。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく
県からの意見照会への回答について

平成29年4月19日付で原子力規制委員会から認可された島根原子力発電所1号機 廃止措置計画について、計画を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

付帯意見

1. 中国電力株式会社に求める事項

(1) 廃止措置実施に係る体制等に関すること

- ① 計画第1段階である6年間は、約30年にわたる廃止措置計画の第一歩であることから、安全かつ確実な廃止措置に向けて、管理部門のみならず、現場部門も含め、万全な体制で臨むこと。
- ② 他の電力事業者等と協力・情報共有に努め、常に最新の技術・知見を求める姿勢で臨むこと。
- ③ 廃止措置に関し、これまでにない作業等を行うことで発生するリスクを適切に評価し、社員はもとより、関係する作業従事者の訓練等の充実を図ること。

(2) 使用済燃料及び放射性廃棄物に関すること

- ① 使用済燃料の全量搬出、譲渡しについて、安全かつ適切に実施すること。
- ② 使用済燃料の再処理工場の稼働状況について、情報収集を行い、適切に計画に反映させること。
- ③ 発生する放射性廃棄物の管理及び処分について、事業者として責任を持って、安全かつ適切に対応すること。
- ④ クリアランス制度の適用について、国の基準に適切に対応すること。

(3) プラント全体としての安全性の向上に関すること

- ① 放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すること。
- ② 解体中の1号機に関して、耐震性を確保しながら作業を進めること。
- ③ 隣接する2号機の工事と1号機の解体工事との調整を図ること。
- ④ 使用済燃料について、2号機の燃料プールを経由して搬出する場合は、これまででない作業であることから、細心の注意を図ること。

(4) 情報提供に関すること

- ① 計画第1段階で行われる汚染状況調査について、随時、適切に情報提供を行うこと。
- ② 計画第2段階以降の内容について、詳細が決定次第、速やかに情報提供を行うこと。
- ③ 廃止措置計画の進行状況について、市民が理解しやすいように、適宜わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。特に、再処理工場の稼働状況は、市民の関心が高いことから、適切に情報提供を行うこと。

2. 県に求める事項

- (1) 出雲市を含む周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。
- (2) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ適切な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、前面に立って取り組むよう求めること。

3. 県を介して国に求める事項

- (1) 周辺自治体の意見の反映に関すること
 - ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう新たな制度を創設すること。
 - ② 新たな制度が創設されるまでの暫定的措置として、立地自治体と同様な安全協定が締結できるよう支援すること。
- (2) 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう十分に検査すること。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物に関すること
 - ① 高レベル放射性廃棄物について、国の責任として、適切に最終処分場を選定すること。
 - ② 低レベル放射性廃棄物（L1）に係る規制基準等について、早急に確立すること。
- (4) 原子力防災対策に関すること
 - ① 万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者等が迅速かつ安全に避難できるような対策を国が前面に立って調整、支援すること。
 - ② 原子力防災に関する関係自治体への支援の充実を図ること。

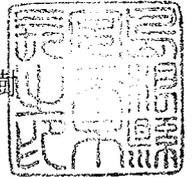


安防第109号

平成29年7月7日

島根県知事 溝口善兵衛 様

安来市長 近藤宏 榎



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく意見について（回答）

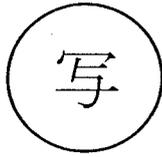
平成29年7月7日付 原第215号で照会のありました『島根原子力発電所
周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく意見照会につい
て、下記のとおり回答します。

なお、平成29年6月27日に貴県に回答した本市の考えについて、念のため
添付します。

記

中国電力株式会社が、平成28年7月4日に原子力規制委員会に提出され、平
成29年4月19日に認可された島根原子力発電所1号機の廃止措置計画につい
て、廃止措置を実施することを了解します。

また、貴県の中国電力株式会社及び国の関係機関に対する要請内容について、
追加の意見はありません。但し、「中国電力株式会社と周辺自治体が、立地自治
体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。」について、引
き続き、貴県に対し要請いたします。



安 防 第 8 5 号
平成29年6月27日

島根県知事 溝口善兵衛様
(防災部原子力安全対策課)

安来市長 近藤宏樹
(総務部防災課)

『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく意見について (回答)

平成29年6月12日付け 原第178号で照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

中国電力株式会社が、平成28年7月4日に原子力規制委員会に提出され、平成29年4月19日に認可された島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について、廃止措置を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、安来市民の安全と安心を守る立場から、次の意見を付し、それが適切に反映されるよう要請いたします。

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 廃止措置の作業を進めるにあたっては、関係法令を遵守し、放射性物質の漏えい防止に万全を期すとともに、放射性物質を安全に処分するための適切で確実な方法について、具体的検討を行うこと。
- (2) 廃止措置の実施期間中における情報提供について、透明性を確保し、周辺自治体及び住民に対して、随時、丁寧な説明を行うこと。
- (3) 使用済核燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ的確な処分方法並びに搬出方法の具体的な検討を進めること。
- (4) テロ対策等不測の事態に備え安全対策を講ずること。
- (5) 立地自治体と同様な安全協定を締結すること。

- (6) 原子力災害発生時における防災体制の構築にあたっては、緊急時、平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 国に対し、使用済核燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ的確な処理及び処分方法について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。
- (2) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、内閣府と共に引き続き実効性の向上に努めること。
- (3) テロ対策等不測の事態に備えた対策強化に努めること。
- (4) 中国電力株式会社と周辺自治体が、立地自治体と同様な安全協定を締結できるよう必要な支援を講ずること。

3. 島根県を介して国に求める事項

- (1) 使用済核燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ的確な処理及び処分方法について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むこと。
- (2) 廃止措置における安全対策について、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練など、人的な対応についても充実強化を図られるよう確認を行うこと。
- (3) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、引き続き実効性の向上に努めること。
- (4) テロ対策等不測の事態に備えた対策強化に努めること。



危管第 283 号
平成29年 7月 7日

島根県知事 溝口 善兵衛 様
(防災部原子力安全対策課)

雲南市長 速水 雄 一
(総務部危機管理室)



『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく意見について (回答)

平成29年7月7日付け原第215号で照会のあったことについて、別紙のと
おり回答します。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る覚書」に基づく要請

平成28年4月28日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第3項の規定に基づき事前了解願いがあり、平成29年4月19日付で原子力規制委員会より認可された島根原子力発電所1号炉廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）について、廃止措置を実施することを了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 廃止措置の実施について、住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令等を遵守し、安全かつ適切に実施すること。
- (2) 廃止措置の実施期間中における情報提供について、随時、自治体及び住民に対して丁寧に情報提供を行うこと。
- (3) 使用済燃料を安全に処理するための適切で確実な方法について、引き続き具体的な検討を行うこと。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物を安全に処分するための適切で確実な方法について、引き続き具体的な検討を行うこと。
- (5) 地震・竜巻等を含む自然災害や地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、廃止措置の各段階において適切に安全対策を講ずることができるよう取り組むこと。
- (6) テロ対策等不測の事態に備え安全対策を講ずることができるよう取り組むこと。
- (7) 廃止措置における放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すとともに、安全対策の人的な対応に関して、不断の充実・強化を図るよう適切な取組みを行うこと。
- (8) 早期に立地自治体と同等な安全協定を締結すること。

2. 島根県に求める事項

- (1) 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- (2) 回答に付した意見について、中国電力株式会社及び国等へ確実に伝えること。
- (3) 立地自治体や周辺自治体の間で意見の相違があった場合は、調整を行うこと。

- (4) 国に対し、使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。
- (5) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう広域避難計画について、引き続き実効性の向上に努めること。
- (6) テロ対策等不測の事態に備えた対策に努めること。

3. 島根県を介して国及び原子力規制委員会に求める事項

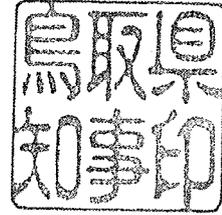
- (1) 廃止措置の実施にあたっては、適切な汚染状況調査等が行われ、安全かつ確実に廃止措置が行われるよう、厳格な確認を行うこと。
- (2) 使用済燃料について、廃止措置における適切な管理や譲渡しが確実に行われるよう厳格に確認を行うこと。
- (3) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、管理や処分が確実に行われるよう厳格に確認を行うこと。
- (4) 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の規制基準等について、早急に確立すること。
- (5) 廃止措置にあたっての安全対策について、設備面だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても適切な取組みが行われるよう確認を行うこと。
- (6) 使用済燃料及び廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (7) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (8) テロ対策等不測の事態に備えた対策に努めること。



第 201700089291 号
平成 29 年 7 月 7 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

平成 29 年 7 月 7 日付原第 215 号で照会のあったこのことについて、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別紙のとおり回答します。

については、貴県の中国電力株式会社に対する島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画の最終的な判断に際し、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合、大きな影響を受けるおそれがある当県県民の心情をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、原子力規制委員会の審査を受けた廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施すること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
特に、放射性物質の扱いを伴う廃止措置作業については、安全神話に陥ることなく、起こり得る事故を十分に想定しているか常に検討するリスク管理を徹底し、自発的な改善によって事故リスクを解消すること。
万が一、人と環境に影響する恐れのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 5 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 6 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 7 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(別 紙)

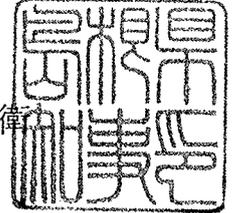
中国電力への回答(平成29年7月11日)



原 第 216 号
平成 29 年 7 月 11 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

島根県知事 溝 口 善 兵 衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について (回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第 6 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 28 日付け島原本広第 79 号で事前了解願いがあり、平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号で原子力規制委員会より認可された島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画(以下「計画」という。)については、下記のとおり回答します。

記

1. この計画に基づき、島根原子力発電所 1 号機の廃止措置を実施することを了解する。
2. なお、今回の了解に当たっては、別添 1 の諸事項について適切に対応していただくよう要請する。
3. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から、別添 2 の意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

中国電力への要請事項

1. 住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、廃止措置を適切に実施すること。
2. 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施について、引き続き具体的な検討を進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の確実な処分について、引き続き具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害や万が一の不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を確実に講じること。
6. 系統除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
7. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、引き続き適切な取組を行うこと。
8. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、関係自治体とよく連携して行うこと。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

(別添2)

周辺自治体からの意見

(別添2)については、平成29年7月14日付け原第216号と同様の
ため、省略いたします。



島原本広第79号
平成28年4月28日

島根県知事
溝口善兵衛様

中国電力株式会社
取締役社長
清水希茂



島根原子力発電所1号機の廃止措置について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成27年4月30日をもって、島根原子力発電所1号機の営業運転を終了することとし、経済産業大臣に電気工作物変更届出を行っておりますが、このたび、廃止措置を円滑かつ確実に実施するため、廃止措置計画を策定いたしました。

つきましては、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づくご了解を賜りたく、廃止措置計画認可申請書を添えて申し入れます。

当社といたしましては、廃止措置の実施にあたっては、地域の皆さまのご理解を得られるよう最大限の努力を傾注しつつ、安全の確保を最優先に計画を進めてまいり所存でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画認可申請書

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（抄）

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

（中略）

（計画等に対する事前了解）

第6条 （略）

2 （略）

3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び廃止措置計画に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

（以下、略）